

期限切れ消火器を売りつけられる事件が発生しました！

平成30年5月21日に石狩・空知両管内で使用期限が切れた古い消火器を「点検済み」と偽り、高齢者に販売し、現金をだまし取った上、訪問販売で必要な購入に関する契約書を渡さなかったことで、詐欺と特定商取引法違反の疑いで逮捕される事件が発生しました。

消火器について知っておきましょう！



点検が必要なのか？



住宅用消火器に点検の法的義務はありませんが、定期的に取り扱説明書に沿った点検（外観にサビがないか等）をおすすめします。

※点検を行い、異常があった消火器は耐用年数が過ぎていなくても、新品へ交換するか専門業者（消防設備業者）への点検（有料）を依頼されることをお勧めします。



消火器って何か変わった？



平成22年に規格省令が改正され現在は旧規格の消火器を販売出来なくなりました。新しい住宅用消火器は下記のように、本体の見やすい位置に**適応する火災の絵表示**があります。新しく購入する場合はこの絵表示があるか確認しましょう！



※業務用とは違う絵表示となっています。



消火器を廃棄したい時はどうすればいいの？



専門のお店にお願いして、廃棄またはリサイクルしましょう！

※石狩市では、消火器はごみとして収集しておりません。

必ず、専門業者へ廃棄またはリサイクルをお願いしてください。

また、ホームセンターなどで新たに購入をすれば古い消火器と交換してもらえるお店もあります。

消火器の回収・処分に関するお問い合わせや相談窓口

(株)消火器リサイクル推進センター

03-5829-6773 (9:00~17:00 土日祝日、年末年始を除く)